

「博物館法制度の今後の在り方について（審議経過報告）」への意見

2021年8月11日

日本公開天文台協会

I. はじめに（日本公開天文台協会（JAPOS）について）

○公開天文台とは

望遠鏡で月、惑星や星雲といった天体を観察してもらい、その解説を行う天体観望会などにより、何らかの形で一般市民に公開している天文台であり、全国に約 300 施設ある（JAPOS による定義および調べ）。単独の公開天文台施設のほか、博物館・科学館等の社会教育施設、野外活動施設、児童福祉施設、宿泊施設等に設置される天文台などがある。

公開天文台では実物としての天体を観察してもらい（展示）だけでなく、施設により多寡はあるものの、天文現象の記録、天体写真・映像、模型、文献等の資料収集を行い、調査研究を実施し、それらを活用した展示を行うなど、いわゆる博物館活動を展開している。

○創立

2005年(平成17年)7月（※前身は「全国の天体観測施設の会」（1992年(平成4年)発足)）

○目的（会則第2条）

本物の天体を通して自然観を養い、心豊かな人格形成に資するための生涯学習支援に取り組む公開天文台の発展をめざす。

○主な事業（会則第3条）

本会の目的を達成するために、公開天文台間の情報交換および相互支援を行い、諸活動の充実と職員の資質の向上、職員と公開天文台の一層の社会的地位の向上を目指した事業を実施。

- (1) 総会および年会（全国大会）の開催
- (2) 年会集録などの発行
- (3) 研究および調査の実施（公開天文台白書の発行など）
- (4) メーリングリスト、ホームページの運営
- (5) 講演会、研修会、見学会等の開催（年1回の全国研修会、地方研修会、台長会議など）
- (6) 関係諸団体との連携および協力
- (7) その他目的達成に必要な事業

○会員

- ・個人会員（公開天文台職員/元職員、約 100 名）
- ・施設会員（公開天文台施設、約 100 施設、うち単独施設 30～40%、登録博物館/相当施設 約 15%、日博協加盟館 約 15%）
- ・準会員（公開天文台に関心のある人 約 40 名）
- ・賛助会員（10 数社） <計 約 250 会員>

○会長・事務局

会 長：なよろ市立天文台長（村上恭彦）

事務局：(姫路市立) 姫路科学館

公開天文台は、一般には博物館の一つとして認識されることが少なく、どのカテゴリーにも分類されないような施設として、自らの立ち位置を示すことに苦勞している施設もある。公開天文台も法制度上の博物館としての位置づけがしっかりと行われ、施設と専門解説員の社会的地位が確立されることを望んでいる。

※一例として、学芸員資格の審査認定における「学芸員補の職に相当する職等の指定（H8. 8. 28. 文部省告示第 151 号）」への該当など。

公開天文台においても設置者、設置形態、運営形式、規模などが様々だが、このような多様性を持つ各施設も博物館法に包含され得るような法制度を期待する。

※現状のいわゆる「博物館類似施設」に相応する施設についても、何らかの博物館法上の位置づけが与えられないか。

II. 審議経過報告への意見

「1. これからの博物館に求められる役割」について

--> 基本的に同意

特に、1-2. これからの博物館に求められる役割

○ 博物館は、その多様な資料を通じて、過去を学び現在を多角的に理解し、未来を客観的・理論的に見通すとともに、アイデンティティを形成し、確認する場である。[p. 7] については、宇宙という最も広範な自然の空間・時間を提示し得る公開天文台として、人類の立ち位置を考え、我々のアイデンティティの形成、確認に貢献できると考える。

「2. 登録制度について」

2-1. 現行制度の課題とこれまでの議論

--> 基本的に同意

2-2. 新しい登録制度の方向性について

--> 基本的に同意

(審査基準) (審査主体・プロセス) [p. 12-13]

- ・審査にあたっては、設置主体や運営形式等にかかわらず、活動内容で評価される必要がある。
- ・既存の関係団体・組織（例えば JAJOS）が、審査基準の作成に寄与することは可能と考える（むしろ適切）。
- ・審査主体として JAJOS が直接関わることは利害関係、透明性等の観点から適切ではないが、審査のための第三者組織の専門家を推薦することは可能と考える。

(審査時の状態を維持・向上させる仕組み) [p. 13]

- ・最後の（4番目の）項目に、「改善のための助言・支援を得られるよう配慮する必要がある」とあるが、誰が助言・支援をするのか（第三者組織？）など、具体的なイメージが湧かなかった。

(連動した博物館振興策) [p. 14]

- ・登録（認証）制度を普及する上で、極めて重要と考える。
- ・JAJOS としては、財政支援、税制上の優遇等の他に、特に学校教育機関と同様の「著作

権の教育機関特例」の適用を要望する。また、税制上の優遇においては、民間所有の博物館における固定資産税の非課税措置等を要望する。

- ・ 4 番目、5 番目の項目では、ネットワークの形成による振興について記されているが、既存の団体・ネットワーク（各地域の博物館協会、JAPOS のような特定館種による団体など）との差異が判然としなかった。どのようなネットワークをイメージすればよいか？ 既存の団体・ネットワークの活用であれば、それらのネットワーク（団体）への財政等の支援措置が必要と思われる。

「3. 学芸員制度について」

中長期的な課題として引き続き博物館部会において検討されるとのことであるが、現時点での JAPOS の意見は次のとおり。

(学芸員資格・養成の在り方) [p. 15]

- ・ 学芸員の高度な専門性を奨励し、その処遇を改善することは重要だが、学芸員の上位資格創設については、学芸系組織内の分断を生む怖れがあり、慎重な検討が必要である。学校教諭のように（一種免許状、専修免許状）、専門分野で修士/博士号を取得した学芸員有資格者に対して上級資格を付与するような方法も考えられるのではないかと（任用職名は、いずれの資格についても「学芸員」とする）。
- ・ 学芸員補については、現行法では試験認定・審査認定における勤務経験に該当することから、何らかの継続措置が必要と考える。
- ・ 「博物館士」等の資格・称号付与については、その効果が不明瞭であり、学芸員資格取得者のうち学芸員としての採用がごく僅かであることを考えると、資格・称号が増えることによって、かえって混乱を生じるようにも思える。一方で、博物館士等の称号を得ることにより、公開天文台が博物館の一類型であることをアピールでき、また、博物館士が学芸員と学芸員補の中間資格であれば、学芸員を目指すための中間ステップとしてメリットがあるとの意見がある。

(学芸員等の専門的職員の配置) [p. 16]

- ・ 資料保存、教育普及など専門職員が多様化していることは事実であるが、相当施設や類似施設において、専門職員の学芸員としての任用が多いとは言えない現状では、資格や職名を細分化することが必ずしも適当とは思えない。博物館専門職員としての基礎的教養はいずれも同じなので、当面は単一の学芸員資格のもと、職務分担としての区分けで良いように思える。

(学芸員等の資質向上) [p. 16]

- ・ 研修制度の充実は、学芸員資質の維持向上、博物館知識のアップデートのために極めて重要と考える。地域の博物館協会への委託事業などにより、地域の小規模博物館が容易に参加できるような組織的・体系的研修の制度化が考えられないか。

「その他」

博物館法改正に関連して、JAPOS 会員へのアンケートを実施したが、その回答の中には、博物館法そのものでなく、指定管理者制度に関する課題が多数寄せられたことを付記する。